



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 監査公表

監査公表第10号

..... 1

監査公表

和歌山県監査公表第10号

平成26年9月25日付け監査報告第11号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年3月24日

和歌山県監査委員 保田 栄一
和歌山県監査委員 足立 聖子
和歌山県監査委員 井出 益弘
和歌山県監査委員 宇治田 栄蔵

1 知事直轄

(1) 広報課

監査実施年月日 平成26年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。	注意事項 正規の勤務時間外に公用車を運転に係る超過勤務手当については、追給処理を行った。超過勤務について、適正に命令を行い再発防止に努めている。

(2) 総務企画課

監査実施年月日 平成26年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。 イ 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。 ウ 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。	注意事項 ア 再発防止のため、外出承認による出張が可能な範囲について関係職員に指導した。 イ 旅費の不足分に係る追給処理を行い、再発防止のため、旅行命令簿の正しい記載方法について関係職員に指導した。 ウ 超過勤務手当の不足分に係る追給処理を行い、再発防止のため、超過勤務命令簿の記載について関係職員に指導した。

(3) 施設調整課

監査実施年月日 平成26年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 再発防止のため、外出承認による出張が可能な範囲について関係職員に指導した。

イ 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。

イ 旅費の不足分に係る追給処理を行い、再発防止のため、旅行命令簿の正しい記載方法について関係職員に指導した。

(4) 競技力向上推進課

監査実施年月日 平成26年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 旅行命令簿において、用務地の地点名称記載不備により旅費支給額が不足していたので、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 重要物品の集中調達が入札不調となったため、随意契約を行っているが、契約締結の決裁が総務事務集中課に合議されていなかった。</p> <p>また、こうした随意契約の際、当初競争入札に付するときに定めた予定価格の金額を超えた額で契約を締結しているものがあつたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 外出承認で処理され、支給されなかった旅費に係る追給処理を行い、再発防止のため、外出承認による出張が可能な範囲について関係職員に指導した。</p> <p>イ 旅費の不足分に係る追給処理を行い、再発防止のため、旅行命令簿の正しい記載方法について関係職員に指導した。</p> <p>ウ 再発防止のため、関係規程や運用通知に基づく適切な随意契約締結事務について、関係職員に指導した。</p>

2 総務部

(1) 総務学事課

監査実施年月日 平成26年8月18日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>再発防止のため、外出時に用務地までの路程の確認を徹底するよう職員に指導した。</p>

(2) 行政改革課

監査実施年月日 平成26年8月18日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>集中調達物品以外の物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあつたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>集中調達物品以外の物品の調達に係る消耗品の納品検査については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、今後適正に処理するよう職員に周知徹底を図った。</p>

(3) 人事課

監査実施年月日 平成26年8月18日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>再発防止のため、旅行命令簿の早朝出発夜間帰着欄への記入の確認を徹底するよう職員に指導した。</p>

(4) 財政課

監査実施年月日 平成26年8月18日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 再発防止のため、旅行命令簿の早朝出発夜間帰着欄への記入の確認を徹底するよう職員に指導した。</p>

(5) 税務課

監査実施年月日 平成26年8月18日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 県税の収入率は、97.6%と前年度に比し0.4ポイント上昇し、平成25年度末の収入未済額も約19億2,377万円と約2億7,102万円圧縮するなど、県税徴収対策本部を設置して滞納整理における初動体制の強化などに取り組んだ成果が出ている。 個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の約79%を占めており、市町村への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく直接徴収を継続実施するとともに、今後も市町村や地方税回収機構との連携を深め、全体として県税収入率向上対策事業の推進により、収入の確保に努められたい。 また、延滞金等諸収入の収入未済についても、適正な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。 イ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 次の改善を行った。 (ア) 県税徴収対策本部の設置等 県税徴収対策本部を設置し、徴収目標を前年度の収入未済額を実質的に縮減することとして、進行管理の徹底を図るとともに、滞納処分強化に取り組んでいる。 (イ) 市町村との連携 税務職員の市町村への併任派遣や地方税法第48条に基づく個人住民税の直接徴収等の取組を中心に、市町村の徴収課題に応じて連携を行っている。 また、県内全市町村と合同で滞納整理強化月間を設定して滞納整理の共同事業を実施するとともに、県税事務所が中心となった地域ブロックでの研修会等を行っている。 (ウ) 延滞金等の債権管理 延滞金等の債権管理については、平成21年9月4日付け出第186号「元本債権が完納された延滞金及び違約金の調定に係る適正な事務執行について」の趣旨を踏まえ、本税が完納され金額の確定した延滞金について、債権管理を徹底するとともに、本税と同様の滞納整理を進める等、適正に収入確保に取り組んでいる。 イ 再発防止のため、外出時に用務地までの路程の確認を徹底するよう職員に指導した。</p>

(6) 市町村課

監査実施年月日 平成26年8月18日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 旅行命令簿の復命欄において、命令権者確認印の押印漏れがあったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 今後はこのようなことがないように十分注意する。</p>

(7) 管財課

監査実施年月日 平成26年8月18日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 再発防止のため、外出時に用務地までの路程の確認を徹底するよう職員に指導した。</p>

(8) 総合防災課

監査実施年月日 平成26年8月18日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 再発防止のため、外出時に用務地までの路程の確認を徹底するよう職員に指導した。</p>

3 企画部

(1) 企画総務課

監査実施年月日 平成26年8月18日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 委託契約において、分割支払時に書面による報告を徴する契約内容になっていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>イ 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。</p> <p>検討事項 ア コスモパーク加太の未利用地（866,780㎡）については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。</p> <p>イ 旧南紀白浜空港跡地（365,407㎡）については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。</p>	<p>注意事項 ア より迅速かつ早期に支払ができる方法である前金払の方法を今年度から採用している。 この方法は、契約時に委託先の県土地開発公社に支払計画表を作成及び提出させ、その計画に基づき、年4回支払を行うものであり、年度末には実績報告書を提出させ、精算を行うこととしている。 なお、前金払の手続は、会計課の指導の下契約書に明記し、採用した。</p> <p>イ 公用車を運転した職員の超過勤務命令については、通知に従い、今後適正に事務処理を行うよう職員に周知徹底した。</p> <p>検討事項 ア コスモパーク加太の利活用については、企業誘致用地、公共施設用地及び防災対策用地としての利活用に向けて取り組んでいる。 企業誘致については、平成25年度において、当課として約50社と接触し、現地案内や協議を行った。今後も引き続き商工観光労働部と連携しながら、積極的に企業誘致に取り組んでいく。 公共施設用地としては、45,167.7㎡の用地を県消防学校用地として平成26年10月1日に売却を完了し、今後、建設が進んでいく予定である。 また、防災対策用地としては、広域防災拠点に選定されていることから、県消防学校の整備とあいまって、利活用を進めていく。 なお、平成25年度において、県土地開発公社と和歌山市土地開発公社の共有地を等価交換により単独所有地にして、利活用しやすくした。</p> <p>イ 旧南紀白浜空港跡地については、電波障害や高さ制限等若干の利用の制約はあるが、観光産業との相乗効果が図られ、集客力が強く雇用の生まれる施設を目標として、企業誘致の可能性等を白浜町及び関係機関と検討している。</p>

(2) 情報政策課

監査実施年月日 平成26年8月18日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>イ 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、和歌山</p>	<p>注意事項 ア 早朝出発夜間帰着に該当する旅行命令簿の記載については、今後適正に処理するよう職員に周知徹底した。</p> <p>イ 郵便切手類使用簿の取扱いについては、和歌山県物品管理等事務規程に従い、今後適正に処理す</p>

県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正に処理されたい。

るよう職員に周知徹底した。

(3) 地域政策課

監査実施年月日 平成26年8月18日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>イ 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 早朝出発夜間帰着に該当する旅行命令簿の記載については、今後適正に処理するよう職員に周知徹底した。</p> <p>イ 郵便切手類使用簿においては、和歌山県物品管理等事務規程に従い、今後適正に処理するよう職員に周知徹底した。</p>

(4) 過疎対策課

監査実施年月日 平成26年8月18日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 平成23年度地域資源活用ビジネス推進によるUIターン人材誘致事業委託契約不履行に伴う前払の返還金及び賠償金は、平成25年度末で約80万円が収入未済となっているので、適正な債権管理により収入未済額の縮減に努められたい。</p> <p>イ 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 随意契約で請書を徴した修繕業務において、総務事務集中課への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 平成25年1月に債務者に督促を行ったが、債務者は所在不明の状況である。所在を突き止めるべく、定期的に債務者の実家を訪問するなどして情報収集を行い、収入未済額の縮減に努めている。</p> <p>イ 早朝出発夜間帰着に該当する旅行命令簿の記載については、今後適正に処理するよう職員に周知徹底した。</p> <p>ウ 合議の取扱いを改めて課内で周知徹底し、適正な処理に努めている。</p>

(5) 人権政策課

監査実施年月日 平成26年8月18日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>早朝出発夜間帰着に該当する旅行命令簿の記載については、今後適正に処理するよう職員に周知徹底した。</p>

4 環境生活部

(1) 環境生活総務課

監査実施年月日 平成26年8月21日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 外出承認で処理され、支給されていなかった旅費に係る追給処理を行い、再発防止のため、旅費事務について職員に対し指導した。</p> <p>イ 旅費の不足分に係る追給処理を行い、再発防止のため、旅費事務について職員に対し指導した。</p>

(2) 循環型社会推進課

監査実施年月日 平成26年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 産業廃棄物不適正処理及び産業廃棄物不法投棄に係る行政代執行費用の未収金については平成25年度末で約11億1,989万円であり、前年度に比し25万円減少している。</p> <p>今後も分納が滞らないよう納付指導を行い、適正な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 債務者が無資力であるため、少額の分納により回収を行っているところであるが、分納が滞った債務者については資産を差し押さえた。</p> <p>引き続き債務者の能力に応じた納付指導を行うとともに、債務者の財産調査や法的な手段も検討し、適正な債権管理を行っていく。</p> <p>イ 旅費の不足分に係る追給処理を行い、再発防止のため、課員に対して旅費の適正な執行について周知徹底するとともに、決裁時のチェック体制を強化した。</p>

(3) 環境管理課

監査実施年月日 平成26年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>物品管理について、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>当該事項について、物品管理簿に記載されている備品の現物確認を行い、不用決定の手続を行わずに廃棄していたものについては、廃棄の手続を行った。</p> <p>今後は、不用の決定を行った後で不用品の廃棄を行うよう徹底する。</p>

(4) 県民生活課

監査実施年月日 平成26年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>イ 集中調達物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p> <p>検討事項</p> <p>交通公園内の自動販売機については、現在その施設の指定管理者に設置許可を与えているが、貸付等の手法を検討されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 旅費の不足分に係る追給処理を行い、再発防止のため、早朝出発夜間帰着の条件について課内に周知した。</p> <p>イ 当該事項については、今後、このようなことがないように留意するよう、課内に周知した。</p> <p>検討事項</p> <p>他の都市公園の状況や指定管理に係る経費、自動販売機の安全確認に係る責任分担なども考慮しながら、指定管理者の更新の時期に向けて、一般競争入札の導入など適切な方法について検討を進める。</p>

(5) 青少年・男女共同参画課

監査実施年月日 平成26年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>外出承認で処理したために支給されなかった旅費について、追給を行うとともに、適切な事務処理を行うよう職員に指導した。</p>

(1) 福祉保健総務課

監査実施年月日 平成26年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 生活保護費返還金の未収金については、平成25年度末で約4,430万円であり、前年度に比し約149万円増加している。</p> <p>今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>イ 隣保館運営費等事業において、補助金交付決定前着手届の決裁が行われないまま保管していたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 生活保護費返還金の新規未収金の発生防止については、各振興局において、被保護者に対し収入申告義務の周知徹底を図るなど、返還金の発生自体を未然に防止するとともに、課税状況調査をはじめとする各種関係先調査の実施により収入の把握に努めている。</p> <p>また、各振興局に対して実施する生活保護法施行事務監査において、未収金に係るヒアリングを行い、未納者に対する家庭訪問、一括返還が困難な場合には世帯の実情に応じた分割納付による計画的な返還指導、定期的な催告状の送付や債務承認書の徴取などの粘り強い交渉を行うよう徹底を図っている。</p> <p>イ 補助金交付決定前着手届については、着手届の提出後、直ちに内容を審査し、決裁を行うなど、適正な事務手続に努める。</p>

(2) 子ども未来課

監査実施年月日 平成26年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成25年度末で約1,532万円であり、前年度末に比し、約29万円増加している。</p> <p>今後も、新規未収金の発生防止のために入所時における納入指導の徹底を一層図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>イ 母子寡婦福祉資金貸付金の償還金の未収金については、平成25年度末で約3,061万円であり、前年度末に比し約322万円減少している。</p> <p>今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>ウ 児童扶養手当返還金の未収金については、平成25年度末で約1,408万円であり、前年度末に比し、約15万円増加している。</p> <p>今後も、新規未収金の発生防止のために、市町村における窓口業務の指導の強化を図り、受給者の制度の理解を深めるとともに、過年度分の未収</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 児童福祉施設入所負担金の未収金については、文書や電話等による催告、家庭訪問等により回収を行うとともに、未納者の生活実態の把握に努め、一括納入が困難な場合は、分納指導を行い、未納者の実情に合わせた回収や納付誓約書を徴するなど、時効の中断に努めている。加えて、支払う能力があるにもかかわらず、支払に応じない滞納者については、差押え等を行っている。</p> <p>また、入所時に扶養義務者に対して、費用負担について十分な説明を行うとともに、口座振替を推奨するなど新規未収金の発生防止に努めている。</p> <p>イ 母子寡婦福祉資金貸付金の未収金については、文書や電話による催告に加えて、母子福祉指導員や振興局の母子自立支援員等が、夜間及び休日においても未納者宅を訪問し、未収金の徴収を行うとともに、未納者の現状を把握し、必要に応じて分割償還等の方法を採用など、未収金の償還指導に努めている。</p> <p>また、悪質滞納者については、支払督促等の法的措置を実施している。</p> <p>なお、新規の未収金の発生を防止するため、振興局担当者会議において、貸付申請面接時、申請者に制度の説明を行うとともに、適切な償還計画を立て、確実に償還が行われるよう指導している。</p> <p>ウ 児童扶養手当返還金の未収金については、定期的な文書や電話による催告に加え、母子福祉指導員を中心に早朝、夜間及び休日においても未納者宅を訪問し、未収金の徴収を行うとともに、市町村等の協力を得ながら未納者の生活実態の把握に努め、必要に応じ分割納付の方法を採用など、そ</p>

金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

エ 母子寡婦福祉対策資金貸付金の償還金の未収金については、平成25年度末で約34万円であり、前年度末に比し約9万円減少している。

今後も、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

オ 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。

それぞれの未納者の実情に合わせた償還指導に努めている。

また、悪質滞納者については、支払督促時の法的措置を実施していく。

なお、返還金の発生を未然に防止するため、事務指導監査や研修会を通じて、新規申請や現況届提出の際に、支給要件や諸届出の提出義務について説明するよう市町村担当職員に依頼している。

エ 母子寡婦福祉対策資金貸付金の未収金については、文書や電話による催告に加え、母子福祉指導員や振興局の母子自立支援員等が、夜間及び休日においても未納者宅を訪問し、未収金の徴収を行うとともに、未納者の実態把握に努め、必要に応じて分割償還等の方法を採用するなど、未収金の償還指導に努めている。

また、悪質滞納者については、支払督促等の法的措置を実施していく。

オ 和歌山県物品管理等事務規程に基づき、四半期ごとに郵便切手類使用簿における現物確認を2人以上で行うよう是正した。

(3) 長寿社会課

監査実施年月日 平成26年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 外出承認で処理したために支給されなかった旅費について、追給を行うとともに、適切な事務処理を行うよう職員に徹底指導した。</p>

(4) 障害福祉課

監査実施年月日 平成26年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成25年度末で約322万円であり、前年度末に比し約23万円減少している。 今後も、新規未収金の発生防止を図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>イ 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成25年度末で約30万円であり、前年度からほとんど回収が進んでいない。 今後も、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>ウ 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成25年度末で約142万円であり、前年度に比し約32万円減少している。 今後も、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項 ア 児童福祉施設入所負担金の未収金については、文書や電話等による催告、家庭訪問等により回収を行うとともに、未納者の生活実態の把握に努め、一括納入が困難な場合は、分割納入指導や納付誓約書を徴するなど、未納者の実情に合わせた回収の取組により適切な債権管理に努めている。 また、新規未収金の発生防止のため、入所措置時に負担金制度の説明や口座振替の奨励を行い、納入意識の向上を図っている。</p> <p>イ 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、文書や電話等による催告、家庭訪問等により回収を行うとともに、未納者の生活実態の把握に努め、一括納入が困難な場合は、分割納入指導や納付誓約書を徴するなど、未納者の実情に合わせた回収の取組により適切な債権管理に努めている。</p> <p>ウ 特別障害者手当等返還金については、各振興局健康福祉部において、平成21年4月に作成した「滞納整理マニュアル」により、文書や電話等による催告、家庭訪問等により回収を行い、適切な債権管理に努めている。 また、各振興局及び市町村担当者を対象とした</p>

<p>エ 障害者自立支援特別対策事業費補助金等返還金の未収金については、補助対象事業者の不正により新たに発生したものであるが、平成25年度末で約75万円となっている。</p> <p>今後も、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、早期の債権回収に努められたい。</p> <p>検討事項 旧六星寮の跡地について、処分方針を決定の上処理を進められたい。</p>	<p>当該手当制度及び事務処理の説明会を実施するなど、未収金発生の未然防止に努めている。</p> <p>エ 障害者自立支援特別対策事業費補助金等返還金の未収金については、文書や電話等による催告により回収を行うとともに、一括納入が困難な場合は、分割納入指導や納付誓約書を徴するなど、未納者の実情に合わせた回収の取組により適切な債権管理に努めている。</p> <p>検討事項 旧六星寮の跡地について、処分方針の検討を進める。</p>
--	--

(5) 医務課

監査実施年月日 平成26年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 看護職員修学資金貸付金の返還金について、平成25年度末で約50万円が収入未済となっているので、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 集中調達物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書が添付されていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 看護職員修学資金貸付金の返還金の未収金については、文書、電話、家庭訪問等による催告を行うとともに、未納者の生活実態の把握に努め、一括納入が困難な場合には分割納入指導を行うなど、未納者の実情に合わせた回収に取り組むことにより適切な債権管理に努めている。</p> <p>イ 消耗品の納品検査については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、今後適正に処理するよう職員に周知徹底を図った。</p>

(6) 健康推進課

監査実施年月日 平成26年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 外出承認で処理したために支給されなかった旅費について、追給を行うとともに、適切な事務処理を行うよう職員に徹底指導した。</p>

6 商工観光労働部

(1) 商工観光労働総務課

監査実施年月日 平成26年8月21日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 中小企業振興資金貸付金については、連帯保証人への徴求等を行うなど、債権回収に取り組まれているところであり、平成25年度末現在における収入未済額(元金)は約83億3,119万円となっており、前年度に比し約1億8,951万円増加している。</p> <p>今後とも、分割納入中の延滞先については、経営状況を十分把握し、分割納入額の増額交渉を強化し、また、既に事業を廃止、倒産又は休業状態にある延滞先については、連帯保証人への徴求などを強化し、債権管理に万全を期されたい。</p>	<p>注意事項 ア 現在分割納入中の延滞先については、過去3年間の決算書の分析を通して経営状況や剰余金の有無を把握し、償還額増額の交渉を行うとともに、償還意識の更なる向上を促すために債務承認書等を提出させた。</p> <p>その上で、事業継続や再生が困難な延滞先は、担保資産等の任意売却指導を行っていく。</p> <p>倒産又は休業状態にある延滞先については、担保資産の競売等による債権回収が完了しているため、連帯保証人又は当該相続人に対し、生活状況及び資産調査等を行った上で、償還交渉に努めるとともに、資産等があれば、法的措置による回収</p>

イ 台帳扱い物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印は押印されているが、担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理された。

の検討を行った。
 こうした取組により、収入未済額の縮減に取り組んでいる。
 イ 担当者に指導を行い、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知の内容について課内周知を行うとともに、台帳扱い物品を含めた消耗品の納品時には押印漏れがないよう確認を徹底している。

(2) 企業振興課

監査実施年月日 平成26年8月21日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 和歌山県中小企業新分野進出支援事業費補助金返還金について、平成25年度末現在の未償還額は約1,162万円であり、前年度から回収が進んでいない。 今後も、未納者の現状を十分把握し、履行期限延長承認申請書の分納計画どおり返還されるよう、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>イ 起業家創出支援事業の賃料について、平成25年度末現在で約24万円が未収金となっており、未納者への催告強化等により徴収に努められたい。</p> <p>ウ 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 返還金の完納に向け、未納者の現状把握に努めるとともに、分納計画どおりの返還を行うよう指導するなど、適切な債権管理を行っていく。</p> <p>イ 未納者より平成26年11月から分納で債権を回収している。 今後も、引き続き未収金の回収に努める。</p> <p>ウ 旅行命令の変更を行い、早朝出発夜間帰着の日当について支出を行った。また、今後同様の誤りがないよう適切な旅費事務について課内に周知した。</p>

(3) 産業技術政策課

監査実施年月日 平成26年8月21日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>旅行命令の変更を行い、早朝出発夜間帰着の日当について支出を行った。また、今後同様の誤りがないよう適切な旅費事務について課内に周知した。</p>

(4) 企業立地課

監査実施年月日 平成26年8月21日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>台帳扱い物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>担当者への指導を行い、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知の内容を周知するとともに、今後このようなことがないようにチェックを徹底している。</p>

(5) 観光交流課

監査実施年月日 平成26年8月21日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>週38時間45分の勤務時間を超えているにもかかわらず</p>	<p>注意事項</p> <p>超過勤務手当の不足分について、監査終了後、追給処</p>

ず、代休に係る25/100の手当の支給が不足している事例があったので、適切に処理されたい。	理を行った。以後、記載事項の確認を徹底し、適正に処理を行っている。
---	-----------------------------------

7 農林水産部

(1) 農林水産総務課

監査実施年月日 平成26年8月20日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 入札不調により、落札者がいないことを理由に報償費で請書を徴する物品調達を行っているが、総務事務集中課への合議が行われていなかったので、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 台帳扱い物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 外出承認で処理したために支給されなかった旅費について、追給を行うとともに、適切な事務処理を行うよう職員に徹底指導した。</p> <p>イ 昭和63年4月1日付け出第1号和歌山県財務規則の運用について(依命通達)に従い、適正に処理をするよう職員に周知徹底を行った。</p> <p>ウ 平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理をするよう職員に周知徹底を行った。</p>

(2) 食品流通課

監査実施年月日 平成26年8月20日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>外出承認で処理したために支給されなかった旅費について、追給を行うとともに、適切な事務処理を行うよう職員に徹底指導した。</p>

(3) 農業農村整備課

監査実施年月日 平成26年8月20日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 土地改良事業等の竣工に伴い、当該事業で設置した工作物を既に市町村及び土地改良区に譲与し、底地のみが県所有となっている土地については、引き続き計画的に譲与を進めるよう努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 外出承認で処理したために支給されなかった旅費について、追給を行うとともに、適切な事務処理を行うよう職員に徹底指導した。</p> <p>イ 譲与の促進を図るため、土地改良施設用地譲与・登記促進事業により現況が公図と一致しない箇所については、公益社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託し、訂正作業を行った後、順次、機能管理者である市町村及び土地改良区に譲与を行っている。 今後とも計画的に譲与を進める。</p>

(4) 果樹園芸課

監査実施年月日 平成26年8月20日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理をするよう職員に周知徹底を行った。</p>

(5) 畜産課

監査実施年月日 平成26年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 台帳扱い物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p> <p>イ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理をするよう職員に周知徹底を行った。</p> <p>イ 外出承認で処理したために支給されなかった旅費について、追給を行うとともに、適切な事務処理を行うよう職員に徹底指導した。</p>

(6) 経営支援課

監査実施年月日 平成26年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 農業改良資金貸付金償還金の未収金については、平成25年度末で元金の未収金は発生していないが違約金の未収額が約544万円となっており、昨年度末に比べ約91万円の減となっている。</p> <p>今後も、新規滞納者の発生防止とともに未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。</p> <p>イ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 農業改良資金貸付金の未収金の償還については、今後も引き続き債権管理マニュアルに基づき、債権の保全及び収納の事務を委託している和歌山県信用農業協同組合連合会など関係機関と連携し、分割償還計画に基づく計画的な債権回収を進めるとともに、償還状況を踏まえ適切に新規滞納の発生防止に努める。</p> <p>イ 外出承認で処理したために支給されなかった旅費について、追給を行うとともに、適切な事務処理を行うよう職員に徹底指導した。</p>

(7) 林業振興課

監査実施年月日 平成26年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 林業・木材産業改善資金貸付金については、関係機関と連携を図りながら未収金の回収に努められており、平成25年度末の未収金額は約1,397万円であり、前年度末に比し約44万円減少している。</p> <p>今後も、新規滞納者の発生防止とともに未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。</p> <p>イ 集中調達物品以外の物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書が添付されていないものがあつたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿(その1)において、超過勤務時間数の累計が60時間を超えている超過勤務命令があつたので、適正に処理されたい。</p> <p>エ 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。</p> <p>オ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 林業・木材産業改善資金の未収金については、平成26年4月から12月までの間に35万7千円の未収金を回収した。</p> <p>今後も、和歌山県森林組合連合会をはじめとする関係機関と連携を図りながら、債務者及び連帯保証人に対し継続して督促を行うとともに、直接交渉を重ね、適正な債権管理により、未収金の回収と発生防止に取り組んでいく。</p> <p>イ 物品の納品については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理をするよう職員に周知徹底を行った。</p> <p>ウ 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿の記入方法について、職員に周知徹底を行った。</p> <p>エ 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理をするよう職員に周知徹底を行った。</p> <p>オ 外出承認で処理したために支給されなかった旅費について、追給を行うとともに、適切な事務処</p>

カ 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。

理を行うよう職員に徹底指導した。

カ 職員等の旅費に関する規則（昭和41年和歌山県規則第122号）に従い、適正に処理をするよう職員に周知徹底を行った。

(8) 水産振興課

監査実施年月日 平成26年8月20日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 沿岸漁業改善資金貸付金の未収金については、平成25年度末で現年度分の未収金は発生していないが、過年度分が約1,367万円、確定分の違約金が約448万円であり、合計金額では前年度末に比し約112万円減少し約1,816万円となっている。 今後も、新規滞納者の発生防止とともに未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項 延滞者や連帯保証人に対しては、引き続き文書及び電話による督促や個別面談の実施等を行うとともに、漁協等の協力を得ながら計画的な償還を粘り強く指導するなど、延滞の長期化防止に努めている。 また、新規滞納者の発生防止策としては、約定償還日到来前から漁協を通じて各借受者の償還見込みの把握に努め、新規延滞発生を防止するよう漁協に指導をしている。延滞の発生が予想される場合や、やむを得ず新たに延滞が発生した場合には、早急に文書及び電話による督促や個別面談等を実施し、事後の償還計画の指導を行うなど初期段階での対応に力を入れている。</p>

(9) 資源管理課

監査実施年月日 平成26年8月20日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 外出承認で処理したために支給されなかった旅費について、追給を行うとともに、適切な事務処理を行うよう職員に徹底指導した。</p>

8 県土整備部

(1) 県土整備総務課

監査実施年月日 平成26年8月20日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 道路改良工事現場への不法投棄に伴う撤去費用について、平成25年度末で約22万円が収入未済となっているので、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項 海草振興局建設部と連携し、引き続き現地調査を実施し、納入義務者に関する情報を収集するとともに、所在が判明すれば催告等を行っていく。</p>

(2) 技術調査課

監査実施年月日 平成26年8月20日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 工事請負契約不履行に伴う違約金及び延納利息について、平成25年度末で約25万円が収入未済となっている。 今後も、引き続き適切な債権管理に努められたい。 イ 夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早</p>	<p>注意事項 ア 平成25年度末収入未済額は、延納利息172,869円と違約金80,000円の合計252,869円である。延納利息については、相手先の法人の実態がなく回収可能な資産がないため、徴収停止を行った。 今後も、引き続き担当部局（振興局建設部）と連携しながら、適切な債権管理を行っていく。 イ 職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県</p>

朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかった
ので、適正に処理されたい。

条令第34号)等の内容を職員に周知徹底すると
ともに、新たに複数の職員による確認を実施し、再
発防止に努めている。

(3) 検査・技術支援課

監査実施年月日 平成26年8月20日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 旅行命令簿において、用務地誤りや居住地発着（直行・直帰）の有無欄の記載漏れにより旅費が過払いとなっていた事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 職員等の旅費に関する条例の規定に基づき、適正に処理していく。</p> <p>イ 旅行命令簿の用務地誤りや記載漏れにより、旅費が過払いとなっていた事例については、過払額を戻入処理し、今後このようなことのないよう、旅行命令簿の適正な記載方法を職員に周知徹底した。</p>

(4) 用地対策課

監査実施年月日 平成26年8月20日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>検討事項</p> <p>平成3年12月に貸し付けた和歌山県土地開発公社に対する「公共用地の取得に伴う代替地の取得に係る県貸付金」については、貸付残高約3億3,300万円のうち約1億8,500万円が長期にわたり使用されずに定期預金で保有されているので、返済請求等財務管理が適切に行なわれるよう、検討されたい。</p>	<p>検討事項</p> <p>和歌山県土地開発公社に対する代替地取得貸付金については、今後、同公社と返還について協議を進める。</p>

(5) 道路政策課

監査実施年月日 平成26年8月20日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、今後適正に処理していく。</p>

(6) 道路保全課

監査実施年月日 平成26年8月20日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 土木使用料（道路）の未収金は、平成25年度末で約33万円となっており、前年度に比し約11万円減少している。</p> <p>今後も、引き続き適切な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。</p> <p>検討事項</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 今後の未収金対策については、「県土整備部所管の債権管理の指針」及び「道路占用料の未収金対策マニュアル」に基づき、適切な債権回収に努めるよう、関係振興局建設部を指導していく。</p> <p>イ 職員等の旅費に関する条例の規定に基づき、適正に処理していく。</p> <p>ウ 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、今後適正に処理していく。</p> <p>検討事項</p>

廃道敷地については、平成25年度末で9件が未処理となっているので、引き続き廃道敷地の現況に応じた適正な管理に努めるとともに処分等を進められたい。

未処理の廃道敷地については、山間地に多く、公図混乱の問題あるいは形状等の理由など難しい課題があるが、地籍調査の早期着手について市町村に依頼等を行い、早期の処理に努めていく。

(7) 道路建設課

監査実施年月日 平成26年8月20日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 橋梁設計損害金、工事請負契約不履行に伴う違約金及び延滞金並びに不法占用代執行経費の収入未済額は、平成25年度末で約30万円で前年度末に比し約471万円減少している。</p> <p>今後も、未納者の現状を把握し、引き続き適切な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 弁護士報酬の支払において、終了謝金は委任契約書に基づき協議して額を定め支払を行っているが、額を定めるに当たったの決裁が得られていなかったもので、適正に処理されたい。</p> <p>検討事項</p> <p>道路整備事業の残地について処理方針を検討されたい。</p> <p>また、事業休止中のため未利用となっている土地については、一部の事業について再開されているものの今後も適切な管理に努め、利活用を検討されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 平成25年度末収入未済額304,500円については、未納者の現状把握の上、引き続き回収に向けて、厳正な債権管理に努めていく。</p> <p>イ 委任契約に基づく終了謝金の額を定めるに当たっては、今後は決裁を得て適正に処理していく。</p> <p>検討事項</p> <p>道路整備事業の残地について、周辺地権者より請求があり、計画や地形の形状変更等により道路用地として不用と判断された場合は、市町村等の意見を聞き、払下げを行っており、平成22年度に1件事例がある。</p> <p>今後も現況を十分把握の上、各振興局建設部と協議し、案件ごとの処理方針を検討していく。</p> <p>なお、事業休止中のため未利用となっている土地については、周辺の用地買収が可能となり、事業を再開している箇所もあるが、事業が再開されるまでの間、適切な管理を行っていく。</p>

(8) 河川課

監査実施年月日 平成26年8月20日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 業務委託契約不履行に伴う違約金は、平成25年度末で前年度末と同額の約265万円が収入未済となっているので、引き続き適切な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 土地占用料等の未収金は、平成25年度末で約25万円と前年度末に比し約7万円増加しているので、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>ウ 河川敷地の不法占用については、平成25年度末現在で16件あり、引き続き不法占用者に対しては厳正に対処されたい。</p> <p>また、不法占用を防止するため、河川パトロール等により、河川巡視の強化を図られたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 平成25年度末の未収金は、違約金1件2,551,500円と、前払金利息1件95,400円の合計2,646,900円である。</p> <p>契約の相手先については、私的整理が行われ、債権回収が不可能と判断し、徴収停止の処理を行った。</p> <p>今後は、他県と連携しながら不納欠損の手続を進めていく。</p> <p>イ 未収金の回収に努めた結果、平成25年度末で約25万円あった未収金は、平成26年12月時点で約20万円である。引き続き未収金の回収に努めていく。</p> <p>ウ 河川敷地の不法占用については、現在、「和歌山県河川法違反行為対策指針」に基づき度重なる指導や河川敷の払下げの検討を行うなどの具体的な対応を実施している。引き続き不法占用者に対して現状が違法行為であることを十分に認識させ、その形態等に応じた指導や処分を行い、全面的な解消に努めていく。</p> <p>また、「河川パトロール実施要領」に基づく河川監視を着実に実施することにより、新たな不法</p>

<p>エ 廃川敷地の処理について、不法占用となっている土地については厳正に対処するとともに、不法占用を防止するため資産保全手続及び定期的なパトロールを実施された。</p> <p>また、各案件に適した早期処理方針を検討するとともに、引き続き適正管理に努められたい。</p> <p>オ 工業用水水利使用料及び発電水利使用料の収入調定については、5月末日及び10月末日を納期限として年2回に分割して行っているが、その根拠となる規定がなく、工業用水水利使用料の収入調定を12月に一括して行った事例も見受けられたことから、規程の整備を行い、適正な収入処理を行われたい。</p> <p>カ 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>占用の防止に努めていく。</p> <p>エ 不法占用となっている土地については、隣地との境界が明確でない等の理由により、解決に時間を要しているが、違法行為であることを認識させるとともに、早期に違法状態を解消するよう努める。</p> <p>また、定期的な巡視や、必要に応じてバリケード等を設置するなど不法占用の防止に努めていく。</p> <p>なお、財産処分（払下げ）が可能な案件については、速やかに処理が行えるよう関係機関等と協議を進めていく。</p> <p>オ 工業用水水利使用料及び発電水利使用料の収入調定については、今後、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第18条に基づき、適正な収入処理を行う。</p> <p>カ 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、今後適正に処理していく。</p>
---	--

(9) 下水道課

監査実施年月日 平成26年8月20日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、今後適正に処理していく。</p>

(10) 都市政策課

監査実施年月日 平成26年8月20日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 土地区画整理事業の貸付金の返還金について、平成25年度末で約8,852万円が収入未済となっているので、引き続き適切な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、公共交通機関による移動時間が超過勤務命令時間に含まれていたため、適正に処理されたい。</p> <p>検討事項 都市公園内の自動販売機については、現在その施設の指定管理者などに設置許可を与えているが、貸付等の手法を検討されたい。</p>	<p>注意事項 ア 貸付金の償還については、特定調停により主債務者については免責となっているため、連帯保証人への督促や資産調査を行うなど、引き続き適切な債権管理に努めている。</p> <p>イ 超過支給となった手当の返還について、返還の手続を行うとともに、超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿の適正な記載方法について職員に周知徹底した。</p> <p>検討事項 指定管理に係る経費や自動販売機の安全確認に係る責任分担なども考慮しながら、一般競争入札導入など、適切な方法についての検討を進める。</p>

(11) 建築住宅課

監査実施年月日 平成26年8月20日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p>	<p>注意事項</p>

ア 公営住宅の家賃等の未収金について、長期滞納者に対しては、訴訟を提起するなど案件に応じた回収に努められているところである。平成25年度末現在の収入未済額は約1億1,390万円で、前年度末に比し約2,142万円減少しているが依然として多額である。

今後とも、未納者の現状を把握して、各振興局、県住宅供給公社及び委託管理人と連携し、適切な債権管理に努められたい。

イ 県営住宅明渡等請求事件により発生した損害賠償金について、平成25年度末で約143万円が収入未済となっているので、適切な債権管理に努められたい。

ウ 平成26年3月末までに、福祉保健総務課を通じて国(内閣府)に交付申請すべき「台風第12号に係る災害救助費国庫負担金(平成25年度精算分)」について、期限までに交付申請しなかったために、平成25年度和歌山県歳入歳出決算において約503万円の歳入欠陥が生じていたので、適正に処理されたい。

エ 県営住宅管理人の委嘱において、家賃を3か月分滞納している者に委嘱していた事例があったので、管理人の人選については、適正に行われたい。

オ 集中調達物品以外の物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

ア 公営住宅の未収金については、従前から住宅供給公社、各振興局及び委託管理人とともに縮減に努力しているところであり、住宅供給公社及び委託管理人との打合せ会議を通じて滞納状況を把握し、戸別訪問による督促及び徴収、保証人との接触等を繰り返すことで滞納整理に取り組んでいる。

また、平成25年度から「納付期日までの納付」を目標に掲げ、新たな滞納者に対しては早期段階から納付指導及び催告を行うことで未収金の増加を防ぎ、長期滞納者については、訴訟を含めた法的措置の実施により、更に収納実績の向上を図るよう努める。

イ 対象となっている納入義務者に対しては、文書等で督促を行っている。

今後も現状把握の上、引き続き催告を行っている。

ウ 当該事業費については、国と交付申請時期等を調整中であり、平成26年度中に申請するよう事務を進めている。

エ 平成26年度からは、住宅供給公社及び各建設部だけでなく、当課でも滞納状況の確認を行っている。引き続き確認漏れのないよう、適正な処理に努める。

オ 平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、受付印及び担当者の個人印の押印の必要性について、周知徹底した。引き続き適正な処理に努める。

(12) 港湾空港課

監査実施年月日 平成26年8月20日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 港湾施設使用料等の未収金について、平成25年度末で約1,893万円となっており、前年度末に比し約354万円増加している。 今後とも、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項 港湾施設使用料等の未収金約1,893万円のうち、約751万円が大口滞納者1名にかかるものである。当該債権については財産調査を行い、現在執行停止状態となっている。残りの未収金約1,142万円については、納付催告等により平成26年12月末までに約587万円を収納し、現在の未収金額は約1,306万円となっている。 今後とも関係機関との連携を密にしながら、滞納の未然防止及び督促等による債権回収を図っていく。</p>

(13) 港湾整備課

監査実施年月日 平成26年8月20日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 集中調達物品以外の物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書が保管されていないものや納品書に受付印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、受付印及び担当者の個人印の押印の必要性について、周知徹底した。引き続き適正な処理に努める。</p>

9 会計局

(1) 会計課

監査実施年月日 平成26年8月21日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 証紙売りさばき代金損害賠償金について、平成25年度末現在の収入未済金は、約864万円であり、前年度末に比し約1万円減少している。</p> <p>今後も、債務者に対して引き続き交渉を行い、収入未済金の徴収に努められたい。</p> <p>イ 誤った支出命令額のまま審査及び支払を行っていた事例があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 収入未済金については、返済が滞りなく、計画的に行われるよう、引き続き債務者に強く働きかけを行い、徴収に努める。</p> <p>イ 支出命令の誤りが発生しないよう、各所属に対しては、通常業務、研修等を通じ注意喚起を行うとともに、審査業務の適正な処理を徹底し再発防止に努める。</p>

(2) 総務事務集中課

監査実施年月日 平成26年8月21日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>県立和歌山産業技術専門学院において、実習用教材車として軽自動車6台（合計評価額6,961,500円）の寄附を受け入れているが、地方機関事務決裁規程（昭和63年和歌山県訓令第7号）第3条の規定により、学院長が専決できる事項に該当しないので、今後このようなことがないよう、適正に指導されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>各地方機関に対し、地方機関事務決裁規程に基づき地方機関の長が専決できる事項について、適正に指導する。</p>

10 県議会事務局

監査実施年月日 平成26年8月20日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>今後は適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

11 選挙管理委員会

監査実施年月日 平成26年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>旅行命令の重複により、旅費の二重支払を行った事例があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>旅行命令簿の決裁について、組織内のチェック体制を厳重にし、今後このようなことがないよう適正に処理を行っていく。</p>

12 教育委員会

(1) 給与課

監査実施年月日 平成26年8月21日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>平成18年5月に支給された退職手当について、平成19年4月に刑が確定したため、元職員に返納を求めているが、平成25年度末で約1,277万円が収入未済となっている。</p>	<p>注意事項</p> <p>今後とも債務者の能力に応じた納付を指導し、未収金の縮減に努めるとともに、進行管理に留意し、適切な債権管理を行っていく。</p>

今後とも、債権の回収と適切な債権管理に努められたい。

(2) 生涯学習課

監査実施年月日 平成26年8月21日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 進学奨学金等返還金の未収金については、貸付金債権管理マニュアルを作成し、償還指導等に努められているところであるが、平成25年度末で約8億5,146万円となっており、前年度末に比し約2,864万円増加している。</p> <p>今後、未納者の現状を把握し、効率的に収納率を高める方策の検討を行い、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>イ 修学奨励金返還金の未収金については、平成25年度末で約6,247万円となっており、前年度末に比し約522万円増加している。</p> <p>「意思・意向確認調査」を実施し、未納者の現状を把握するなど、未収金対策に努められているが、今後も未収金の発生防止のため償還指導の徹底を図り、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>ウ 和歌山県特別支援学校いきいき交流教室委託事業の前金払について、契約変更（委託費の減額）に伴い委託費の総額を超えた前金払（減額分の過渡し）が発生していたにもかかわらず、戻入調定（過誤払）せずに誤って事業完了後に精算戻入で対応したため、戻入処理が遅れていたため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 進学奨学金等については、これまで未納者に対する督促状の送付、口座振替制度の周知及び滞納の未然防止のため返還猶予者等に対する返還再開通知の送付を行っている。</p> <p>また、関係市町に貸与台帳を配布し、返還の相談等に対応できるようにしている。</p> <p>平成26年12月以降において、返還免除及び返還猶予の申請案内の周知徹底を図るため、返還中の奨学生及びその保護者に送付するとともに、これまで継続実施してきた意思・意向確認調査を、一定期間未納である者を対象として新たに行う予定である。</p> <p>なお、この調査結果に基づき、未納者の状況に応じたきめ細やかな指導を行うこととしている。</p> <p>イ 修学奨励金については、現年分の滞納者となる初期の滞納者を中心に、本人及び連帯保証人への文書催告及び電話催告を実施している。</p> <p>また、返済意思の見られない長期滞納者については、昨年度に引き続き、民間債権回収会社（サービサー）へ委託することにより更なる回収を図っていくこととしている。</p> <p>今後とも、より効果的な回収方法を導入し、未収金の縮減に一層努めていく。</p> <p>ウ 契約変更により過払いが発生した場合は、速やかに過誤払による戻入調定を行うことを職員に周知徹底し、適正な事務処理を行っていく。</p>

(3) スポーツ課

監査実施年月日 平成26年8月21日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 平成25年度ゴールデンキッズ発掘プロジェクト運営に係る業務において、県が実施主体となる委託事業であるにもかかわらず、委託先で独自に設定した参加者負担金を徴していた。事業実施に当たっては、予算の範囲内で適正な執行に努められたい。</p> <p>なお、負担金を徴し事業執行する場合は、その根拠を明確にすること。</p> <p>イ 平成25年度ゴールデンキッズ発掘プロジェクト「第17回育成プログラム」において、報償費及び特別旅費が誤払いされていたため、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 今後は、ゴールデンキッズ育成に係る従来のプログラム内容等を見直し、予算の範囲内で適正な執行を行っていく。</p> <p>また、実行委員会のあり方についても検討していく。</p> <p>イ 今回の誤払いについては、年度内に修正を行っている。今後は、支払時の確認を徹底し、適正な事務処理を行っていく。</p>

(4) 文化遺産課

監査実施年月日 平成26年8月21日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 監査結果を受け、提出される外出承認簿への記載の確認を徹底することにより、適正な事務処理に努めている。</p>

(5) 健康体育課

監査実施年月日 平成26年8月21日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 旅行命令簿において、移動方法欄の記載不備により旅費不支給となっていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 旅費不支給となっていた旅行については、追給処理を行い、再発防止のため、提出される旅行命令簿への記載の確認を徹底することにより、適正な事務処理に努めている。</p>

13 公安委員会

警察本部

監査実施年月日 平成26年8月18日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 放置違反金の平成25年度末における未収金は、約1,949万円であり、前年度末に比し約331万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。 イ 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による事故が複数件発生していたので、今後は事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>注意事項 ア 未収金が減少した平成25年度と同様に、電話、戸別訪問による催促業務や預貯金口座の差押え等の徴収活動を強化し、未収金の徴収に努めている。 イ 交通事故防止に関する通知や資料等に基づき具体的な指示及び教養を行うとともに、運転訓練等を実施するなどして交通事故防止に努めている。</p>